

教育・保育提供区域の設定について

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育を提供する区域を定め、①「区域ごとの量の見込み(必要利用定員総数)」や②「確保方策」「実施時期」を記載することとしている。

1 教育・保育提供区域とは

法律上の定義 (子ども子育て支援法 第61条第2項)

- ・ 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域。

国の基本指針案

- ・ 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域。
- ・ 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる事を踏まえて想定。

2 計画記載イメージ

教育・保育提供区域

〇〇区域	1年目				2年目				
	1号 3~5歳 学校教育のみ	2号 3~5歳保育 の必要性有	3号		1号 3~5歳 学校教育のみ	2号 3~5歳保育 の必要性有	3号		
			0歳 保育の必要性有	1,2歳 保育の必要性有			0歳 保育の必要性有	1,2歳 保育の必要性有	
① 量の見込み (必要利用定員総数)	200人	100人	50人	50人	200人	100人	50人	50人	
② 確保の内容	教育・保育施設	200人	100人	20人	20人	100人	100人	20人	30人
	地域型保育	0人	0人	10人	0人	0人	0人	20人	10人
②-①	0人	0人	▲20人	▲30人	0人	0人	▲10人	▲10人	

5年目まで記載

3 各計画における区域設定

計画名	区域設定
都市計画マスタープラン	中学校区 八幡(八幡、島、沖島、岡山) 八幡西(桐原、北里) 八幡東(金田、馬淵、武佐) 安土(安土、老蘇)
地域福祉計画	地区コミュニティ 八幡、島、岡山、金田、桐原、馬淵、北里、武佐、 安土、老蘇
第5期総合介護計画	中学校区
国土利用計画	地域区分 北部(島、岡山、北里)、中部(八幡、金田、桐原) 南部(馬淵、武佐)、東部(安土、老蘇)

4 区域設定にあたり留意すべきポイント

- ☞ 保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能か
- ☞ 区域内児童数や面積は適切な規模か
- ☞ 需給調整が可能な区域となっているか
- ☞ 区域ごとに不足分の確保方策が設定できるか
- ☞ 現状の施設や利用実態を踏まえた設定となっているか
- ☞ ニーズ調査の結果を踏まえているか
- ☞ 就学前施設から小学校、中学校への円滑な接続が可能か